

## 議事録概要

名 称	令和6年度 第1回 阪南市障害者施策推進協議会 会議録
開催日時	令和6年10月30日(水) 午後2時～午後3時30分
場所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者 (順不同) (敬称略)	出席者：土居(大阪千代田短期大学)、関・岡(公募市民)、藤田(泉南支援学校)、南(社会福祉協議会)、上村(阪南市人権協会)、林(コミュニティーソーシャルワーカー)、石橋(身体障がい者福祉協会)、四至本(視障がい者福祉協会)、松岡(聴力障がい者協会)、重見(知的障がい者(児)団体連絡会)、前田(精神障がい者協議会)、明賀(障がい児(者)を持つ親の会もみの木会)、奥永(有限会社ホームヘルプサービスみらい)、後迫(特定非営利活動法人スウェル)、岩本(こども未来部こども政策課長)、戸崎(総務部人権推進課長)、竹中(健康福祉部長)、藤村(福祉事務所長) 欠席委員：松若(医師会)、金森(泉佐野保健所)、石原(生涯学習部学校教育課長) 事務局：石川、小谷、田中、中嶋、星、阪本、高野・林(手話)
議事内容	事務局： お待たせいたしました。それでは、ただいまから令和6年度阪南市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。 本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本協議会につきましては、会議を公開とさせていただきます。本日は傍聴される方がお越しになられておりますが、傍聴人につきましては、会議の中で基本的に発言ができません。なお、会長より発言を許された場合はその限りではありません。傍聴人は、会長及び係員の指示に従ってください。スムーズな議事進行にご理解とご協力よろしくお願いたします。 続きまして、本日の資料の確認をいたします。 1、次第。2、名簿。3、座席表。4、資料1、表面に第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画とある資料です。5、資料2、第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理と題しております資料。資料1と資料2につきましては、当日資料差し替え分に差し替えをお願いします。6、資料3、阪南・岬あんしんネット。7、資料4、阪南市岬町地域自立支援協議会組織図と関連会議との相関図。8、資料5、阪南岬ほっとステーション。9、資料6、令和5年度阪南市基幹相談支援センター事業報告。10、資料7、カラーのリーフレットで、合理的配慮の提供が義務化されました。11、第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画の冊子となっております。資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。 続きまして、委嘱状のご確認をお願いします。委員の皆様におかれましては、今年度からの3年間のご就任をお願いしたいと思っております。なお、本来であれば、市長からお1人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、この後の会議の進行上、あらかじめ、委員の皆様のお席に、委

囑状をご配付させていただいております。申し訳ございませんがご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、本協議会の委員に就任いただく皆様をお一人ずつご紹介させていただきます。紹介は、座席順にてさせていただきます。次第の次の資料、委員名簿、配席表をご覧ください。

始めに、学識経験者として、大阪千代田短期大学講師、土居委員です。次に、特定非営利活動法人スウェル、後迫委員。次に、聴力障がい者協会、松岡委員。次に、阪南市身体障がい者福祉協会、石橋委員。次に、阪南市精神障がい者協議会、前田委員。次に、阪南市視力障がい者福祉協会、四至本委員。次に、阪南市知的障がい者（児）団体連絡会、重見委員。次に、阪南市障がい児者を持つ親の会もみの木会、明賀委員。次に、公募市民委員、関委員。次に、公募市民委員、岡委員。次に、健康福祉部長、竹中委員。次に、福祉事務所長、藤村委員。次に、総務部人権推進課長、戸崎委員。次に、こども未来部こども政策課長、岩本委員。次に、有限会社ホームヘルプサービスみらいディセンター阪南まつのき園、奥永委員。次に、コミュニティソーシャルワーカー、林委員。次に、阪南市人権協会、上村委員。次に、阪南市社会福祉協議会、南委員。最後に、大阪府立泉南支援学校、藤田委員です。

なお、本日は欠席の連絡をいただいております委員は、生涯学習部学校教育課長、石原委員。泉佐野保健所、金森委員。医師会、松若委員です。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

本協議会の事務局は健康福祉部、市民福祉課となっております。市民福祉課長の石川です。「本日はお忙しいところをご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日、また今後におきましても、ご協力ご支援のほどよろしく願いいたします。本日はよろしく願いいたします。」課長代理の小谷です。主査の阪本です。総括主事の中嶋です。主事の星です。そして私、田中です。

また、本日は手話通訳を高野さん、林さんをお願いしております。よろしく願いいたします。

なお、本日は委員総数22名中19名の委員の出席があり、委員の過半数の出席がありますので、阪南市障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを、ここにご報告申し上げます。

## 1、会長及び副会長の選出

続きまして、次第1、会長、副会長の選出に移りたいと存じます。障害者施策推進協議会条例の第5条第1項に、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定めるとございます。会長及び副会長の選出方法について、いかが取り計らいましょうか。

<事務局一任の声>

はい。事務局一任の声をいただきましたので、誠に僭越ではございます

が、事務局の方からご提案申し上げます。会長には土居隆委員にご就任いただきたいと考えます。土居委員におかれましては、これまで富田林市立中学校教員、堺市立小学教員、堺市教育委員会学校環境整備室主任指導主事、堺市立小学校教頭、大阪府スクールカウンセラーを経て、現職は大阪千代田短期大学の講師であるとともに、岸和田市発達相談員、堺市幼稚園巡回相談員としてご活躍されておられ、大阪千代田短期大学からのご推薦をいただき、ご就任いただきたいと考えております。

また、副会長には、阪南市社会福祉協議会局長の南真一委員にお願いしたいと思います。南委員におかれましては、社会福祉協議会の事務局長として、本市の地域福祉の推進を担っておられることから、ご提案申し上げます。皆様ご異議ございませんか。

<異論なしの声>

異議なしの声がありましたので、それでは皆さん拍手でご承認をお願いします。ありがとうございます。委員の皆様のご承認をいただきました。土居委員よろしいでしょうか。土居委員におかれましては、大変ご負担をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

会長：皆様はじめまして。この度会長に選任していただいた、大阪千代田短期大学で講師をしております土居と申します。よろしくお願い致します。経歴の方、先ほど紹介していただいたんですけれども、普段は臨床心理士、公認心理士の資格も持っておりますので、障がいなどお子様の支援にかかわらせていただいております。

皆様にいろいろ教えていただきながら、役職を務めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは会議次第に従って進めさせていただきます。

次第2、第4次阪南市障がい者基本計画の令和5年度事業実績について事務局より説明願います。

事務局：「第4次阪南市障がい者基本計画」及び「第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画」について、簡単にご説明いたします。

「第4次阪南市障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とし、「第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画」は、令和5年度までの3年間を計画期間として、令和3年3月に策定しました。

基本計画では、「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援」を基本目標の1つとして掲げ、地域の相談支援体制の強化や連携を図るために、直営で基幹相談支援センターを設置し、多機関との連携、権利擁護・虐待防止などに取り組むものとなりました。

また、福祉計画では、基本計画を受け、自己決定の尊重、一元的な障害

福祉サービスの実施、地域生活支援システムの確立や差別の解消等を基本視点として、障害福祉サービスの整備・充実を目標として掲げました。

1 ページをご覧ください。第4次阪南市障がい者基本計画の令和5年度評価について、ご説明いたします。

1. 評価方法と評価集計結果については、(1) 前年度の取組方針が継続実施の場合、前年度の取組状況や成果で判断いたしました。A評価は、101項目あり、86.3%で、利用者のニーズに沿った運用ができました。B評価は、10項目あり、8.5%で、運用が不十分の評価でした。事業の取組内容と課題については、事業運営しているものの、相談件数が減少していること、周知啓発不足による研修受講者数の減少や障がいがある方への支援が不足していたとの結果でした。C評価は、1項目、0.8%で、ニーズはあったにもかかわらず利用がなかった評価でした。事業の取組内容と課題については、対象事業は、録音図書点字貸出サービスで、現在、指定管理者による運営をしています。社会全体のニーズはあるものの、申込みがなかったためC評価としています。D評価は、5項目あり、4.2%で、ニーズがなかったため利用がありませんでした。事業の取組内容と課題については、実績がないですが、広報の周知や公共施設管理者の協議や各団体の啓発活動等、基準運用ができるようにしていくとの結果でした。

(2) 前年度の取組方針が課題ありの場合の評価ですが、令和5年度の評価においては、課題ありの項目はありませんでした。各事業別の評価結果は、2ページから6ページをご参照ください。

また、資料2につきましては、市役所の各課や社会福祉協議会・消防署などの関係機関から提出いただきました、令和5年度の事業の実績と令和6年度の取組と課題改善になっておりますので、参考にご覧ください。以上で、障がい者基本計画の令和5年度実績についての説明を終わります。

委員：評価方法と評価結果の意味の理解が、私の中では十分に出来ていません。この評価は誰にとっての評価なのか。当事者が評価していることなのか、何のための評価なのか、この評価で何が分かるのか。この評価によって今後どうしていくのかというものが、正直読み取れなかったのと、意味自体が理解できていないので、説明していただけるならお願いしたいと思います。

事務局：はい。質問ありがとうございます。関係各課で目標を設定して課題などを抽出していただいているんですけども、こちらに関しましても、下の目標を書きいただいているところであったり、社会としての課題というふうに捉えているところもあたりで、こちらといたしましても、整理をしたいなと感じるところであります。再度改めて検討いたします。

また、来年度に向けて、誰のための目標なのか意味があるというあたりは、今後委員にも乗っていただきながら、改めたいと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

会長：続きまして、次第3、第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画の令和5年度事業実績について事務局より説明願います。

事務局：資料1、7ページをご覧ください。障がい福祉計画・障がい児福祉計画の令和5年度の評価について、ご説明いたします。

第6期阪南市障がい福祉計画の成果目標と令和5年度の実績です。

①施設入所の地域生活への移行です。施設からグループホーム等の地域で生活できるように支援します。令和5年度末までに、3人の方が施設からグループホーム等の地域で生活できることを目標としており、令和3年度に1人、令和4年度に1人、令和5年度に1人が地域生活に移行し、目標を達成することが出来ました。

②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。令和2年度に、阪南市と岬町で共同設置しております、地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置いたしましたので目標は達成しております。現在、年2回開催しており、精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるように、事例検討等を行い、地域の整備を図っております。

8ページをご覧ください。③地域生活支援拠点の整備です。令和2年度に、阪南市と岬町が共同で地域生活支援拠点等を設置しており、目標を達成しております。地域自立支援協議会において、事例検討等を行い、緊急時の受け入れや対応体制などを整備し、質の向上を目指すとともに、年1回以上、運営状況の検証と検討を行い、機能の充実を図っております。

④福祉施設から一般就労への移行です。令和5年度の実績は、福祉施設から一般就労への移行者数は、6人でした。就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、3人でした。就労継続支援A型から一般就労への移行者数は、5人でした。就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、0人でした。障がい者を雇用していない企業の意識改革や、就労移行支援事業所等の確保と機能向上及び障がい特性やニーズに応じた支援に取組を促進していきたいと思えます。

⑤就労継続支援B型事業所における工賃の平均額です。令和5年度の目標値、19,826円に対し、実績値は、21,290円となり、前年度実績値、及び、目標値ともに上回る事ができました。障害者優先調達推進法を踏まえて、さらに授産製品等の発注の拡大を図っていききたいと思います。

9ページをご覧ください。⑥相談支援体制の充実と強化のための取組です。事業内容は、相談支援事業者への専門的な助言や人材育成、連携を図ることです。基幹相談支援センターを令和3年度に市直営で設置し、相談支援体制の強化を図っており、令和5年度は目標値を達成しております。

10ページをご覧ください。第2期阪南市障がい児福祉計画の成果目標

と令和5年度実績について、ご説明いたします。

本計画は、18歳までの障がい児の福祉計画です。①児童発達支援センターの整備です。児童発達支援センターは、現在1箇所整備しております。障がい児支援の拠点施設として、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業や保育所等訪問支援、発達障がい児の個別療育等を実施しています。今後もセンターを維持していくとともに、各事業の充実を図ってまいります。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築です。保育所・幼稚園・小学校・中学校等に訪問し、連携を図るとともに、専門的な助言をする事業です。目標は1箇所、実績は2箇所の事業所が事業実施していただいておりますので、目標を達成できておりますので、今後も現状の維持に努めます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の整備です。目標は1箇所、実績は1箇所の事業所が事業実施していただいておりますので、目標を達成できておりますので、今後も現状の維持に努めます。

④保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置です。泉佐野保健所と近隣2市3町で協議の場を設置しています。年2回の開催で市の関係各課や医師会、薬剤師会、大阪母子医療センター等が集まり、医療的ケア児における事例検討や情報交換等を行っております。

令和5年度の実績は、協議の場を1箇所設置し、大阪府が養成する医療的ケア児等に関するコーディネーターを阪南市の福祉関係2名、医療関係1名で協議の場に配置しており、目標を達成しておりますので、今後も現状の維持に努めます。

11ページをご覧ください。11ページと12ページは、障がい福祉・障がい児支援サービスの利用見込みと令和5年度の実績です。

13ページをご覧ください。地域生活支援事業の見込みと令和5年度の実績となっておりますので、ご参照ください。

以上で、障がい福祉計画・障がい児福祉計画についての説明を終わります。

会長：ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員：私、視覚障がいがあるんですけども、この8ページの4の部分でちょっと気になったことがあるので、お伺いしてもよろしいでしょうか。この就労の部分の話が、羅列されているんですけども、私自身そうなんですけど、そもそも福祉就労をしたことが、ないんです。一般就労しかしたことのない障がい者っていうのが、もっと他にもたくさんいらっしゃるんじゃないのかなと思うんです。一般就労を障がい者が続けるということが、なかなか難しい。そういう、対象になるような方が一体どれほどいらっしゃる

しゃるのかと。そういう方に対する支援が今後、行われていくのかということをお伺いしたいなと思いました。

事務局：障がいのある方でもこういった障がい福祉サービス使わず就労された後に、職場でお悩みが出ることとか、ちょっと退職しそうだという時の相談先としては、就業・生活支援センターの「ほっぷ」さん等と協力しながら、ご案内させていただいています。「ほっぷ」さんは、障がい者、雇用の方だけでなく、いわゆるクローズで働かれてる方の継続就労についての相談も乗っていただけるとのことですので、そちらに相談させていただいております。あとは、障がい者雇用だけでなく一般就労も含めてご相談になりたい方には、サポートステーションに相談をつなぐ等、そういったところで連携を図っております。人数については把握できておりません。

会長：それでは続きまして、次第4、第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画について、事務局より説明願います。

事務局：それでは、「緑の冊子」をご覧ください。1ページを、ご覧ください。第1章は、計画の策定にあたって、計画策定の趣旨、国の基本指針の概要について、記載しております。

4ページを、ご覧ください。計画の位置づけは、「第7期阪南市障がい福祉計画」は障害者総合支援法、「第3期阪南市障がい児福祉計画」は児童福祉法により定めるものとされております。

5ページを、ご覧ください。また、この計画は、「阪南市総合計画」、「第4期阪南市地域福祉推進計画」を上位計画とし、関連計画である国の障害者基本計画及び大阪府障がい者計画との整合性にも留意するとともに、障がい者施策に関する基本的な事項を定めている本市の第4次阪南市障がい者基本計画に合わせて、令和8年度までの3年間を計画期間としています。

7ページを、ご覧ください。第2章は、障がい者・障がい児をとりまく現状について、記載しております。

8ページは、身体障害者手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比4.47%で、所持者数は減少していますが、人口比では増加傾向にあります。

9ページは、療育手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比1.18%で、所持者数及び人口比でも増加傾向にあります。

10ページは、精神障害者保健福祉手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比1.12%で、所持者数及び人口比でも増加傾向にあります。自立支援医療受給者も増加傾向にあり、障がい福祉サービスを受けることができる方が増加しております。

続きまして、11ページからは、障がい者等アンケート調査結果です。65歳未満の障がい者手帳など所持者の方と障がい福祉サービス事業者に対しアンケート調査を実施するとともに、障がい者児関係団体のヒアリング調査等を実施し、計画の基礎資料としました。

57ページをご覧ください。第3章として、本計画の基本理念と基本視点を記載しております。基本理念は、第1期計画（平成18年～20年）から踏襲しております「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」としました。

また、基本視点としまして、基本理念のもと、7つの基本視点を定めました。

基本視点1「障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい福祉サービスなどが受けられるように、提供の体制を整えます。また、自己決定を尊重できる社会の実現に向けて取り組みます。

基本視点2「本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」は、住み慣れた地域で障がい福祉サービスが受けられるようにサービス体制を整えます。

基本視点3「入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等のサービス提供体制の整備」を行います。

基本視点4「地域共生社会の実現に向けた取組」は、市民主体の地域福祉活動の推進と世代や属性を超えて、交流できる場づくりや既存の活動をさらに活性化させ、地域づくりの推進を進めます。

基本視点5「障がい児の健やかな育成のための発達支援」は、切れ目ない支援体制を図るとともに、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

基本視点6「障がい福祉人材の確保・定着」を進めていきます。

基本視点7「障がい者の社会参加を支える取組の定着」は、関係部局と連携し合理的配慮を行い、社会参加の機会の確保に努めていきます。

59ページの「3. 計画の基本的な考え方」は、国・大阪府が示している「障がい福祉サービスの提供体制の確保」を始めとする、4つの計画の基本的な考え方を定めて、計画策定を行いました。アンケート結果からも、介助者の高齢化による介助負担の軽減や「親亡き後」の支援のあり方が大きいことから、訪問系サービスの保障やグループホームの充実など、「障がい福祉サービスの提供体制の確保」に努めていきます。また、障がい児等のアンケート結果では、発達障がいに関する困りごととして、進路の問題や専門的な医療・療育・訓練場がないことなどから、児童発達支援センターたんぽぽ園を、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児等の地域生活支援体制の構築に取り組んでいきます。

次に、63ページをご覧ください。ここから「第4章 第7期阪南市障がい福祉計画」となります。

「1 計画の成果目標について」をご覧ください。ニーズ調査や過去の実績等を踏まえ、国が定める基本指針、大阪府の基本的な考え方に基づき、「第6期阪南市障がい福祉計画」の7つの成果目標として、「施設入所者の地域生活へ移行」から、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取

組に係る体制の構築」まで、7の項目を第6期計画の検証として、目標値と実績値を105ページまで記載し、そして第7期の目標設定をしております。

成果目標につきまして、少し詳しく説明いたします。まず、63ページの「(1) 施設入所者の地域生活へ移行」につきましては、第6期計画の数値目標が上側の表、実績値を下側の表に記載しております。施設から地域生活への移行についての令和5年度末までの第6期計画の目標につきましては、上側の表の目標値では「①令和5年度末の地域生活移行者数」のところで「施設入所からグループホーム等へ移行した者の数」として地域移行者数が3人となっています。また、その下の「②令和5年度施設入所者の削減見込み数が1人」、としております。下の表の実績値をご覧ください。施設入所者数の削減数は、令和3年度1人、令和4年度は1人が施設を退所され、グループホームに移行しました。

現在も、阪南市岬町地域自立支援協議会の地域生活支援部会で、地域移行や地域生活について様々な協議を行うだけでなく、日中もグループホームでサービスを提供する「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に対しては評価を行う等により、サービスの質の向上を目指しておりますが、今後も、施設を退所され円滑に地域移行ができるよう、地域の体制整備を行っていきます。

次のページ、64ページをご覧ください。第7期計画の目標となります。施設入所者の地域生活への移行について、上の囲みの中に記載しております国・大阪府の基本的な考え方を踏まえ、過去の実績、ニーズ調査等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者35人のうち3人と設定しました。これは、令和4年度末時点の施設入所者の8.6%となります。また、施設入所者の削減数については、地域移行する方や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、令和8年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を1人と設定しました。

次に、72ページをご覧ください。「(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」です。本市における就労継続支援（B型）事業所における月額平均工賃の数値目標は、令和元年度の実績をもとに、令和5年度は19,826円と設定し、令和4年度の実績値は19,567円でした。工賃向上を目指し、民間企業から就労継続支援B型事業所へ作業受注が増えるように、阪南市岬町地域自立支援協議会の就労支援部会において検討しました。また、障害者優先調達推進法を踏まえて、授産製品の受注の拡大に取り組みました。第7期計画の目標としては、令和8年度の工賃の平均額については、令和4年度以降の工賃の増加率より年度0.9%（176円）、令和8年度までの4年間で合計704円向上し、20,271円と設定します。

77ページから98ページにかけては、「2 計画の活動指標について」です。第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）のサービス利用実績及び各サービスの対象者や事業所の今後の増減見込みから、第7期計画期間

(令和6年度～令和8年度)の見込み量を算定しました。令和3年度から令和5年5月までは、コロナ禍により、サービスの実績値が計画値を大幅に下回ったサービスもありましたが、行動援護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助の伸びは大きく、第7期についてもニーズ調査結果及び第6期の実績値から伸びを推計し、見込み量を算出しました。

99ページから105ページにかけては、「(3)地域生活支援事業」についてです。障害者総合支援法に基づき本市が実施する地域生活支援事業の3か年における利用見込み量といたしまして、ニーズ調査結果及び第6期実績値から伸びを推計し、第7期見込み量の目標設定をしております。

106ページをご覧ください。「第5章 第3期阪南市障がい児福祉計画」における3つの成果目標といたしまして、「(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、107ページの「(2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、108ページの「(3)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置」につきまして、第2期計画の検証として目標値と実績値を記載し、そして第3期の目標設定をしております。①障がい発達支援センターの整備、②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、「(2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」はそれぞれ1箇所整備目標となっており、すでに本市では各事業所が整備されております。

109ページからは、2. 計画の活動指標について、障がい児支援サービスの第2期の計画値と実績値、第3期見込み量について、ニーズ調査結果及び第2期の実績値から伸びを推計し、見込み量を算出しました。

117ページをご覧ください。「第6章 推進体制の整備」といたしまして、各事業の進捗状況及び目標の達成状況などについて、毎年度「阪南市障害者施策推進協議会」において、点検、評価を行います。また、国、府、近隣自治体との連携による、よりよいサービスの提供や市民、当事者、障がい福祉サービス事業所との協働を図るため連携強化に努め、計画を推進してまいります。説明は、以上になります。

会長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員：第7期の福祉計画が、素案のときもそうでしたけど、第6期のときも、基本視点が4項目だったのが、今回7項目に増えているんですが、第4項目の中に、障害者差別解消法についての、周知と啓発っていう文言が入っていたんですが、それがなくなっています。令和5年度のアンケート調査でも、障害者差別解消法の認知度は、名称も内容も知っているっていう人が、0%からやっと7.2%になったところで、約80%以上の方が、内容を知らないっていうふうな回答が出ているんですね。周

知も啓発もなければ、こういった項目を幾つ上げたとしても、当事者の人で、意識がそちらに向かなければ、この意味が理解できる人っていうのは、少ないのではないかというふうに思います。それからあと、民間事業者に対しても、合理的環境調整、これは合理的配慮のことなんですけど、法的義務化をされているんですけど、これもまだまだ知らない人がたくさんいらっしゃると思います。で、この項目の中で、環境整備はどのようなことを指しているのでしょうか。以上です。

事務局：前回の計画では4項目、おっしゃるように基本視点4のところには障がい差別の解消等に向けた、周知と啓発っていうことが1つの項目立てとしてありました。今回決してなくなっているわけではなく、もちろん踏襲しているという形で、项目的には大きく分かれているんですけども、もちろん重要な項目として取り込む項目の中には入っております。そこも含めて環境整備という言葉で、国、大阪府の基本姿勢もまとまっている中に、含めた状況になっています。また、引き続き、周知・啓発は取り組んでまいりたいと思っています。障がいの会、団体さんの会議、また相談員連絡会等各会議で、今も啓発はしているところでありますので、よろしく願います。

委員：この項目7つを見てもなんですけど、先ほど公募委員の方も、一般就労している障がい者が一般就労を継続するために、すごく困難な状況にあるっていうお話があって、それは「ほっぷ」さんであったりいろんなところへの相談等できるっていう話だったと思うんですが、これは私も含めてなんですけど、中途障がいの方であったり、それから内部障がい者全体が抱える問題でもあります。なので、本当にこの地域で安全安心に暮らせるまちづくりというこの項目の中に、そういった方々に対する合理的配慮、或いは合理的環境調整、或いは合理的環境整備等を含めた内容を、これからのいろんな審議のときに盛り込んでいただけたらと思います。よろしく願います。

会長：ありがとうございました。他よろしいでしょうか。それでは続きまして、次第5「阪南岬あんしんネット」について、事務局より説明願います。

事務局：資料3をご覧ください。阪南市と岬町で共同設置しております阪南市岬町地域自立支援協議会の地域生活支援部会で、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がいのある方を支える関係機関が連携協力して、障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるようにサポートする仕組みづくりを進めるため、地域生活支援拠点事業として、令和4年3月1日から「阪南・岬あんしんネット」を開始しました。

「阪南・岬あんしんネット」は、介護者の急病等の突発的な事態が発生したときに、自宅に残された障がい者の方が、短期入所等をスムーズに利用するための登録制度です。緊急事態が発生した場合に、介護者がいないと、自宅では生活ができない方に対して、相談支援専門員と阪南市役所が連携して対応します。

成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方として、地域生活支援等の機能の充実として、令和8年度までの間、各市町村において地域生活支援拠点等の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上、支援の質の向上を踏まえた運用状況の検証・検討があります。

令和5年度「阪南・岬あんしんネット」に関する相談実績はありませんでした。登録事業者数・登録ケース数の変動がなかったため、地域生活支援部会にて検討を行い、周知・啓発の課題が挙がりました。今年度は、廃止事業所もあり登録事業所数も減少したため、阪南市で新規で事業所開所された、各事業所へ情報周知し、登録事業者数が増加できるようにしていきます。現時点で登録予定との回答の事業所もあり、登録事業所数に関しては増加する見込みとなっています。以上で、「阪南・岬あんしんネット」についての説明を終わります。

会長：ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。それでは委員の方からよろしいでしょうか。重見委員よろしいでしょうか。すみません。重見委員におかれましては、知的障害児団体連絡会において、障がいのある方の親御さんの急病であるとか、親亡き後について、親御さん方ご意見であるとか準備されていることなどあればお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員：はい。突然の指名で、ちょっと私も細かいことでうちの施設のことしかお話ができないんですけども、それでよかったですら少しだけ説明させていただきたいと思います。

まず親亡き後のことですが、私たちは障がいの方を受け入れた時からもうすでに親亡き後のことを考えて、支援を毎日行っております。それについてですけども、生活介護という施設と、就労継続支援B型という施設を運営しておりますけれども、生活介護は、やはり職員たちの資質の向上で、いじめ等そういうような差別的なことのないような、生活が安定してできるような支援をしています。

B型では、いろいろな方がおられます。やっぱり障害支援区分4の方から区分のない方からいろいろあります。その中で、作業能力も、ものすごく差があるんです。B型というのが、それでまず1つ目なんですけれども、やっぱり就職をさせて安定した生活ができるようにということで、就職を心がけて私達は支援しておりますが、その中で、やはりまず施設外就労、

施設内の内職仕事なんて本当に安いものです。うちは13、4種目の作業をやっています。でも、なかなかそれだけでは、この平均工賃以上にはなりません。そこで考えているのが、親御さんや本人とも相談しまして、施設の外、施設外就労に行くことを考えております。施設外就労というのが、利用者とする程度職員のちょっとした支援があれば、みんなとの作業ができるという、物流の会社等そういったところを目指して行っておりました。そこでシーエスアイ就労で頑張っているうちに、そちらの企業さんの方から就職をさせたい人がいるんだけれども、「ぼけっと」の方から誰かおりませんと言われました。そこでうちは2人ぐらい紹介させていただきまして、もうすでに1人の方はIT関係のお仕事の細かい部品を作るところなんですけど、もう就職して1年半になります。本当に長く定着しております。そして、もう1人の方が、ウィンウィンの関係といいまして、内職仕事よりもかなり良くなって、半分ぐらいの工賃、半分以上かな。最低賃金の1人当たり1時間いただきますので、それを入れますと、結構な収入になっております。

それともう1つですけども、今、引きこもりの人がすごく多くなってきてまして、さっきもちらっとお話が出たんですけども、一般就労されていた人が辞めてしまって引きこもったっていう人の例が、うちは6人ぐらい受け入れております。その中には、1週間に1日しか来ない人もおれば、ほとんど毎日の人もおります。

それを紹介していただいたのは、大阪府の指定管理で、A<sup>1</sup>ワーク創造館というのがあるんです。阪南市生活支援課の職員の方と一緒に来られて、こういう人がおります。まずは一般企業には難しいけども、障がい者の施設からっていう形から始まりまして、うちに来られました。その方は、やっぱり私たちはちょうど、親が子どもを選べられないように、職員っていうのは上司を選べないんですよ。ですから、そこでやっぱり辛い思いをしたり、やはり引きこもっておられた方なんですけども、その方うちに受け入れとなったら、こういった障がいの施設だったら、この職員さんと一緒にやっていきたいので、もし就職をするのは、この施設でしたいということをお願いされて、去年からうちで受け入れて、今パートさんとしても毎日頑張って、もう本当に金額で言えば、パートですけど15、6万円ぐらい、毎月、お給料もらっております。ですから生活保護が取れまして、そして私たちの方で頑張ってくれているというような、実績もあります。

またA<sup>1</sup>ワーク創造館というのが、明日なんですけれども、サラダホールの小ホールで、職業フェアっていうのがあるんです。午後から、そこで「ぼけっと」と一般企業の人が3か所、阪南市が主催だそうで今年はこちらにお願いして、うちではこういう人を求めていますよというように、そういう人たちの少しでも受け皿になればと思ひまして、活動しております。以上です。

会長：ありがとうございました。それでは続きまして、次第6、にいかせ

ていただきます。

委員：はい。この「あんしんネット」の利用に関してのちょっと質問なんですけども、5年度の件数はゼロだったっていうことだったんですけど、思ったのは、うちの会員で60代の車いすの男性で、昨年12月の夜中に、突然電話をされてきた方がいて、自分の面倒見てくれていたお母さんが倒れて、1週間前に入院した。弟さんがそのあと、家でいろいろ面倒見てくれていたんだけど、その弟さんが脳梗塞か心筋梗塞かで倒れて救急搬送され、今1人で家に居てて不安だという電話があったんですね。その方に何らかの支援を受けているかっていうふうに聞いたんですけど、64歳過ぎないと僕は何の支援も受けれないと思っていたようです。この「あんしんネット」のことを理解されていない状況でした。お母さんの介護のことで地域包括支援センターの方と知り合いだということで、朝になったら我慢してその方に連絡をして、助けてもらってはどうかと伝えました。後で聞いたら支援に繋がったということだったのでほっとしたんですけど。こういった件数は上がってこないですかね。「あんしんネット」繋がらないと、この「あんしんネット」を使ったという件数に上がらないっていうことになるんですかね。

事務局：相談時、実働実績に関しては登録がある方の相談ケースを実績としてさせていただいているので、石橋委員がおっしゃったとおり、そういったケースに関しては、実績としてはカウントはさせていただいてないところですよ。

委員：そういう方は、登録申請書を出して、この相談員がいるかどうか、私は聞いてないので、お話できないんですけど。まずこれを出して登録をした上で、相談をしていくっていう手筈になっていくということですか。結局これをじゃあ知らないといけないってことですね。

事務局：石橋委員がおっしゃっていただいたとおり、登録要件の中に書かせていただいているのが、障害支援区分1以上で短期入所の支給決定を受けている方っていう要件にさせていただいています。委員がご相談いただいた方に関しても、今後登録していかないといけないなっていうところなんですけど、啓発のところが間に合っていないところかなと思いますので、そういった周知のところを今後課題させていただいて、この制度を知らない方にも、ご登録を促すような形で、意識づけ、親亡き後の生活のことを、ご心配事の意識づけをさせていただけるような仕組みづくりになるように、頑張らせていただきたいなと思います。以上です。ありがとうございます。

会長：次第6です。阪南市岬町地域自立支援協議会について事務局より説

明願います。

事務局：資料4と資料5をご覧ください。「阪南市岬町地域自立支援協議会」組織図と関連会との関連図です。障がい福祉計画の策定にあたっては、地域自立支援協議会の意見を聴取するように努めなければならないとされており、本計画を円滑に推進する取組として、設置しております。

また、基幹相談支援センターの中立・公平性が確保されているかについても、この地域自立支援協議会で評価していきます。組織としましては、本部会議、座長会議、6つの各専門部会で構成しております。

内容としましては、地域生活支援部会は、地域の社会資源の開発や関係機関によるネットワーク構築、生活全般に関する課題の事例検討などを行っております。

資料5の「阪南岬ほっとステーション」は、阪南市・岬町で開かれている、全ての障がいのある方やその家族、関係者の方々が気軽に集まれ、ほっとできる場所を紹介しています。就労支援部会は、本日ご出席いただいております、後迫委員に座長をしていただき、工賃向上を目指した取組を行っております。日中サービス支援型共同生活援助評価部会は、日中サービス支援型のグループホームの質の向上を目的に設置しており、令和6年度は1つの企業の2施設の評価を行いました。相談員事業所連絡会は、計画相談支援員の情報の共有や質の向上を目的に、毎月開催しております。事例検討会、法や報酬改定の勉強会などを行っております。阪南市岬町支援者ネットワークは、2か月に1回の頻度で開催しており、就労継続支援事業所・生活介護事業所・障害児通所支援事業所職員の勉強会です。事例検討会や情報交換を行い、施設見学などサービスの質の向上に向けた取組をしています。以上で、阪南市岬町地域自立支援協議会についての説明を終わります。

会長：ただいまの説明について委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんでしょうか。ないようですので、それでは続いて行かせていただきます。次第7、令和5年度阪南市基幹相談支援センター事業報告について、事務局より説明願います。

事務局：令和5年度阪南市基幹相談支援センター事業報告についてご説明いたします。本市基幹相談支援センターは令和3年度より市直営にて設置しています。

令和5年度は、精神保健指定医を講師に招き、阪南市岬町地域自立支援協議会の相談支援事業所連絡会と阪南市岬町支援者ネットワークからの事例検討会と精神保健の最新情報についての研修会を開催しました。

また、泉州地域障害者基幹相談支援センター連絡会は、高石市以南の基幹相談支援センターを設置している、貝塚市、和泉市、岸和田市、泉佐野市、高石市、阪南市で連絡会を共同設置し、阪南市は令和5年度から加入

しています。研修対象者は、概ね経験が3年未満の計画支援相談員で、参加者は令和5年度に初任者研修を受講された4名の相談員と相談支援事業所連絡会の座長・副座長にも参加していただきました。

研修内容は、障害者総合支援法を中心とした各市町における制度やサービス、計画相談支援の業務過程と必要書類・業務手順、地域資源情報及び障がい当事者の講演を通じて障がい特性の理解や合理的配慮について行いました。説明は以上になります。

会長：ただいまの説明について委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、それでは続きまして、次第8、合理的配慮の義務化について事務局より説明願います。

事務局：資料7をご覧ください。令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

2ページをご覧ください。共生社会の実現に向けて、「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に、「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

例えば障害のある人が来店したときに…。店員が「障害のある方は入店お断りです」「来店するときは家族と一緒に来てください」これは、不当な差別的取扱いとなります。障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

また、障がいのある利用客の方が「ほしい商品があるのですが、目が見えないので売り場がわかりません」店員は「それならお求めの商品の売り場まで案内しますね」これは、合理的配慮の提供になります。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

「障がい者」とは、障害者手帳を持っている人のことではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、その他、心や体のはたらきに障がい、難病等がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続

する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

4 ページをご覧ください。合理的配慮の提供とは、日常生活・社会生活において提供されている設備や、サービス等については、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合があります。このような場合には、障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要です。

合理的配慮の具体例としては、合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになります。例えば、車いすを使用している方が、飲食店で車椅子のまま着席したい。申出への対応（合理的配慮の提供）としての例は、机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席するスペースを確保する。

意思疎通への配慮で例えば、弱視と難聴がある方から難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視もあるため細かいペンや小さな文字では読みづらいとの申出があった場合。申出への対応（合理的配慮の提供）としては、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行う。

また、ルール・慣行の柔軟な変更が難しい方、例えば、学習障がいはある方から文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。申出への対応（合理的配慮の提供）としては、書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できるようにした。

5 ページをご覧ください。下の合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）としては、「前例がありません」。合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。「特別扱いできません」合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。「もし何かあったら…」漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。「〇〇障がいのある人は…」同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにはせず個別に検討する必要があります。

6 ページをご覧ください。「合理的配慮」には対話が重要です。具体例を記載しております。

8 ページをご覧ください。「不当な差別的取扱い」について。「もし何かあったら…」。「過去に同じようなことがあったから」。「世間一般にはそう思われているから」は正当な理由になりません。「正当な理由」は個別に判断する必要があります。合理的配慮の提供のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しながら、障がいのある人に障がいの状況等を確認すること

は、不当な差別的取扱いには該当しません。対応のポイントとしては、ペースメーカーを利用されている方について、一律に判断をせず、個別事情をよく聞いた上で判断することが大切です。「ペースメーカーを利用している方は全て、ジムで運動することで体調不良になる可能性が高い。したがって、一律ジムへの入会はお断りした方が良いのではないかと判断するのは、問題があります。例えば、「普段はどのような運動をしていますか?」、「主治医に参加可能なプログラムについてご相談いただけますか」などの対話を行って、利用者の健康状態や普段の運動への取組状況等を具体的に確認します。その上で、個別の事情を踏まえて、その方の安全確保上、制限が必要と判断された場合にのみ、必要な限度で、プログラムへの参加を制限するといった対応を行うことが必要で、対話することが重要です。

このリーフレットが必要な方がいらっしゃれば、市民福祉課にありますので活用してください。

会長：ただいまの説明について委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、次第9、その他について、委員の皆様より何かございませんか。お願いします。

委員：はい。ありがとうございます。この推進協議会の議事録が、ホームページでも探しても、見つけることができなかつたんですが、この議事録は作成されているんでしょうか。またこれは公開になっているんでしょうか、お聞かせください。

事務局：はい。議事録はホームページで、当日の資料も公開しております。ただし委員のお名前、発言のお名前までは掲載してないんですけども、会議の記録は、掲載しておりますのでよろしく願いいたします。

土居会長：他よろしいでしょうか。松岡委員お願いします。

委員：私は阪南市聴力障がい者協会の松岡登志子と申します。よろしくお願いします。本当に皆さん、にお話ししたいのが、手話カフェを今運営しておるんですけども、それを続けて今年末で100回になります。大変運営側としても喜んでおります。また、皆さんも、また是非カフェの方にお越しいただきたいと思っております。またチラシを本日持参しておりますので、お配りしたいと思っております。

会長：他によろしいでしょうか。今日はどうもありがとうございました。感想といいますか一言なんですけれども、障がい者という言葉の、ステレオタイプな受け止めとして、どうしても重度障がいであるとか、先天性障がいというところがクローズアップされがちだと思うんですが、軽度障がい、中途障がいの人も、実際に困っている方が多数いらっしゃると思う

んです。もう少しそちらの方にもフォーカスを当てていただけたらいいかなと思って、今日聞かせていただきました。ありがとうございます。

他ございませんでしょうか。それではないようですので、本日の協議案件はすべて終わりました。ありがとうございます。拙い進行で予定より時間がかかって申し訳ありませんでした。

こちらからお話させてもらってもよろしいでしょうか。普段、私は、保育士を目指す学生を相手に特別支援を教えています。実は明日も授業がありまして、障がい児への支援サービスであるとか、就労支援について、学生にお話しするところでした。どうしても座った座学で話していますので、知識の話になってしまって、この現実というか実際の現場のところの話が、自分でできてなかったんじゃないかなというふうにすごく、今日はお話を聞かせてもらいながら反省しました。重見委員、関委員からのお話もあったとおり、就労はこうではないという話を学生にはするんですが、実際どうなのか現実味がある話を自分ができるのかなあというふうに感じさせられました。だから、単にやっぱり知っているじゃなくて、分かっているまで進めなければいけないんだなっていうことはすごく思いました。これに関しては本当に石橋委員のお話があった、差別解消法であるとか合理的配慮っていうことであるとか、そのような知っているは、あくまでスタートであって、そこからさらに分かってもらわなければいけないんだなっていうことにすごく勉強になりました。そういう意味で松岡委員の分かってもらうための手話カフェっていうのは、すごくいい取組だなっていうふうに勉強させていただきました。皆さんにご意見いただいたことでより良い施策に繋がっていくと思います。また今後ともよろしく申し上げます。それでは事務局よろしく申し上げます。

事務局：会長どうもありがとうございました。本日の会議案件はすべて終了いたしました。また今年度の協議会は本日の1回となります。

なお、令和7年度の会議の開催回数は1回、令和8年度は計画策定年度のため、3回程度を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、令和6年度障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。ありがとうございます。次回は令和7年度になります。

以上